

意見第 8 号

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話も培ってきた。

しかしながら、ろう学校では手話を使うことが制限され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年8月に一部改正された障害者基本法第3条第3号では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけており、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向けた法整備を実現することが必要である。

よって、国におかれては、上記内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月18日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	町 村 信 孝	様
参議院議長	山 崎 正 昭	様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
文部科学大臣	下 村 博 文	様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久	様